

中央卸売市場（南港市場除く）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市公開系システム 用通信サービス利用 長期継続	13-16: 電気通信 事業	(株)オプテージ	1,531,200	令和6年2月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市公関係システム用通信サービス利用 長期継続

2 契約相手方：

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

大阪市中央卸売市場情報システム（以下、「市場情報システム」という。）では、公関係システムとして専用 WEB ページを開設し、大阪市公関係ネットワーク（以下、「公関係ネットワーク」という。）に接続してインターネット上での情報提供を行っている。

市場情報システムは、デジタル統括室が公関係システム用通信サービスとして提供する、各公関係システムと公関係ネットワークとを閉域接続する通信サービス網（以下、「通信サービス網」という。）を利用しているが、現行の通信サービス網が令和6年1月31日に提供期間満了を迎えることに伴い、改めて公関係ネットワークに接続するための契約を締結する必要がある。

公関係ネットワークは閉域網で構成されており、デジタル統括室が提供する次期通信サービス網に接続するためには同一の事業者が提供する通信回線を利用する必要があることから、株式会社オプテージと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場 企画課（電話番号 06-6469-7935）